手数料一覧表(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)

1　法第5条第1項から第7項の規定に基づく認定申請

⑴　評価機関が発行する確認書等が添付されたもの

住棟の総戸数	認定手数料		
	新築	増築・改築等	既存の住宅
1戸	17，000円	21，000円	21，000円
2戸～5戸	35，000円	43，000円	43，000円
6戸～	58，000円	73，000円	73，000円

⑵　評価機関が発行する確認書等の添付がないもの

住棟の総戸数	認定手数料		
	新築	増築・改築等	既存の住宅
1戸	52，000円	73，000円	73，000円
2戸～5戸	123，000円	174，000円	174，000円
6戸～	200，000円	283，000円	283，000円

⑶　法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、確認申請手数料相当額を加算する。

薩摩川内市確認申請手数料（抜粋）		
	申請延べ床面積	確認申請
建築物	30㎡　超～　100㎡　以内	19，000円
	100㎡　超～　200㎡　以内	30，000円
	200㎡　超～　300㎡　以内	43，000円

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築物に該当する場合

上表への加算額			
	種別	申請延べ床面積	加算額
建築物	一戸建ての住宅	200㎡ 未満	13，000円
		200㎡ 以上	14，000円
	共同住宅等	300㎡ 未満	24，000円
		300㎡	38，000円

2　法第8条第1項の規定に基づく計画の変更認定申請

法第5条第1項から第7項の規定に基づく認定申請と同額

3　法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における変更認定申請

1戸につき・・・・4，500円

4　法第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更認定申請

1棟につき・・・・8，600円

5　法第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請

1戸につき・・・・4，500円